

介護職員等に対する喀痰吸引等研修（第1・2号研修） （不特定の者対象）実施要項

1 研修の目的

平成24年度から施行された介護職員等によるたんの吸引等の実施の制度化に伴って、施設や居宅系事業所等において、たんの吸引等を必要とする特定の者に対して、医師、看護職員との連携の下、より安全に実施するため、たんの吸引等を適切に行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

2 実施主体及び実施機関

実施主体：広島県

研修実施機関：YMCA訪問看護ステーション・ピース

登録研修機関登録番号 3420003(第3号研修 特定の者対象) (第1・2号研修 不特定の者対象)

3 研修対象者

- 介護福祉士、障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く)で福祉サービスに従事している介護職員、保育士等(以下「介護職員等」という。)と、不特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者
- 指導看護師等による現場演習及び実地研修を受講することが可能である者
(不特定の者対象の指導看護師を確保していること)※
- 実地研修にあたり医師の指示書および利用者、家族の同意を得ていること
- 申込みから1年以内に実地研修を修了できること(修了できなかった場合、受講料の返金は出来ません。)

※指導看護師等とは、医療的ケア教員講習会等の講習を受講修了した者であること

4 研修受講の流れ

(1) 基本研修

講義を50時間オンデマンド配信の視聴にて受講していただきます。

その後、YMCA 訪問看護ステーション・ピースにお越しいただき演習、筆記試験を実施します(3名程度の少人数)

(2) 実地研修

基本研修修了後、施設や利用者の居宅等において、対象となる利用者に必要なケアを実施します

(3) 修了証交付

基本研修と実地研修を修了した方には修了証を交付します

※ 実地のみ研修の場合

実地研修のみの受付は随時ご相談ください。

ご不明な点はお問い合わせください。

第1号・2号研修実施計画

〈基本研修（講座）オンデマンド配信〉

日程	項目		担当講師
～ 配信	基礎 知識編 第1章	人間と社会 (1) 個人の尊厳と自立(0.5) (2) 医療の倫理(0.5) (3) 利用者や家族の気持ちの理解(0.5)	
	第2章	保健医療制度とチーム医療 (1) 保健医療に関する制度(1.0) (2) 医行為に関する法律(0.5) (3) チーム医療と介護職員との連携(0.5)	
	第3章	安全な療養生活 (1) たんの吸引や経管栄養の安全な実施(1.5)	
	第3章	安全な療養生活 (1) たんの吸引や経管栄養の安全な実施(0.5) (2) 救急蘇生法(2.0)	
	第4章	清潔保持と感染予防 (1) 感染予防(0.5) (2) 職員の感染予防(0.5) (3) 療養環境の清潔、消毒法(0.5) (4) 滅菌と消毒(1.0)	
～ 配信	第5章	健康状態の把握 (1) 身体・維持の健康(1.0) (2) 健康状態を知る項目（バイタルサインなど）(1.5)	
		(3) 急変状態について(0.5)	
	第6章	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論 (1) 呼吸の仕組みとはたらき(1.5) (2) いつもと違う呼吸状態(0.5)	

～ 配信	第6章	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論 (2) いつもと違う呼吸状態(0.5) (3) たんの吸引とは(1.0) (4) 人工呼吸器と吸引(2.0)	
	第6章	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論 (5) 子どもの吸引について(1.0) (6) 呼吸を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意(0.5)	
～ 配信	第6章	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論 (7) 呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)(1.0) (8) たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認(1.0)	
	第6章 第7章	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論 (9) 急変、事故発生時の対応と事前対策(2.0) 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説 (1) たんの吸引で用いる器具・器材とその仕組み、清潔の保持(1.0)	
	第7章	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説 (2) 吸引の技術留意点(3.0)	
	第7章	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説 (2) 吸引の技術留意点(2.0)	
～ 配信	第7章	高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説 (3) たんの吸引に伴うケア(1.0) (4) 報告及び記録(1.0)	
	第8章	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論 (1) 消化器系の仕組みとはたらき(1.5) 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論 (2) 消化・吸収とよくある消化器の症状(1.0) (3) 経管栄養法とは(0.5)	

～ 配信	第 8 章	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論 (3)経管栄養法とは(0.5) (4)注入する内容に関する知識(1.0) (5)経管栄養実施上の留意点(1.0)	
	第 8 章	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論 (6)子どもの経管栄養について(1.0) (7)経管栄養に関係する感染と予防(1.0) (8)経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意(0.5)	
～ 配信	第 8 章 第 9 章	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論 (9)経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認(1.0) (10)急変、事故発生時の対応と事前対策(1.0) 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説 (1)経管栄養で用いる器具・器材とその仕組み、清潔の保持(1.0)	
	第 9 章	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説 (2)経管栄養の技術留意点(2.0)	
	第 9 章	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説 (2)経管栄養の技術留意点(3.0)	
	第 9 章	高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説 (3)経管栄養に必要なケア(1.0) (4)報告及び記録(1.0)	
		筆記試験(1.0)	

《基本研修（演習）》

日 程	時 間	項 目	担当講師
1 日 目	～	グループ A (3 名), グループ B (3 名) 共通 ○口腔内の喀痰吸引 5 回以上 ○鼻腔内の喀痰吸引 5 回以上 ○気管カニューレ内部の喀痰吸引 5 回以上 ○口腔内の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者) 5 回以上 ○鼻腔内の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者) 5 回以上 ○気管カニューレ内部の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者) 5 回以上	
2 日 目	～	グループ A (3 名), グループ B (3 名) 共通 ○胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下型) 5 回以上 ○胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (半固形の栄養剤) 5 回以上 ○経鼻経管栄養 5 回以上 ○救急蘇生法	

《実地研修》

【実施場所〇〇〇〇 (受講者〇名)】

日 程	時 間	項 目	担当講師
□日 目 以 降	～	○口腔内の喀痰吸引 10 回以上 ○鼻腔内の喀痰吸引 20 回以上 ○気管カニューレ内部の喀痰吸引 20 回以上 ○口腔内の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者) 10 回以上 ○鼻腔内の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者) 20 回以上 ○気管カニューレ内部の喀痰吸引 (人工呼吸器装着者) 20 回以上 ○胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (滴下型) 20 回以上 ○胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 (半固形の栄養剤) 5 回以上 ○経鼻経管栄養 20 回以上	

※ 各担当講師が受講者に対しマンツーマンで指導